

一般市民用

資源物（剪定枝）搬入届出書

令和 6 年 4 月 1 日

茅ヶ崎市長 あて

搬入者	(住所)	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
	(電話番号)	0467-82-1111
	(氏名)	茅ヶ崎 太郎

下記のとおり剪定枝を搬入します。

太枠線内は**すべて**ご記入ください

記

- 1 発生場所 ☒ 同上
☐ その他（茅ヶ崎市 _____）
- 2 樹種 いずれか一つの樹種に✓をご記入ください。
※ 樹種が複数ある場合は「混載」に✓をご記入ください。
☒ 枝・葉・つる ☐ 幹 ☐ 草 ☐ 混載 ☐ 竹 ☐ 根株 ☐ 竹根

以上

（注意及び茅ヶ崎市指導事項）

- 搬入の際は必ずこの届出書をご提出ください。届出書の提出が無い場合は搬入できません。
- 搬入可能な剪定枝の発生場所は、茅ヶ崎市内でかつ届出人の所有地及び占有地に限りです。届出人の住所と剪定枝の発生場所が異なる場合は、発生場所の住所が記載された証明書類（公共料金等のお知らせ等）をご提示ください。
- 事業活動に伴って発生した剪定枝の搬入は有料となります。
- 事業者により依頼し剪定したものは、事業者が処分する義務がありますので、それらを搬入することはできません。
- 木材や木製品など生木以外のものは搬入できません。
- 剪定枝を束ねていた紐やごみ袋などはお持ち帰りください。
- 不適正な搬入（茅ヶ崎市外で発生した剪定枝の搬入や事業活動に伴って発生した剪定枝の搬入など）が認められた場合は、処分費を請求するとともに以後の搬入を禁止します。
- 搬入時間は9：00～12：00、13：00～16：00となります。（令和6年4月1日以降）

（※都実業記入欄）

- ▶ 本人等確認 ☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ マイナンバーカード ☐ 健康保険証
☐ 納税証明書 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ _____ ）
- ▶ 搬入量 _____ kg